

放送法 4 条遵守義務確認訴訟・控訴審での争点

稲葉一将（名古屋大学大学院法学研究科）

1. 奈良地裁 2020 年 11 月 12 日判決の問題点

(1) 第 1 審判決の 2 つの特徴

① 「一般的抽象的」な「義務」＝個々の法的利益の否定

受信契約者は「極めて多数に及ぶ上、番組に対する理解や価値観等多岐にわたり、個々の受信契約者ないし視聴者の理解や価値観を基準として、それらの者に対し、豊かで良い、事実を曲げない、有益適切な番組」を「視聴すべき権利ないし法的な利益を一般的に認めること」は、NHK の「放送番組編集の自由を著しく制約するものであり、その行使を事実上不可能ならしめることに等しいこと」からすると、放送法 4 条 1 項各号が定める放送内容に関する義務は、「放送に対して一般的抽象的に負担する義務であって、個々の受信契約者に被告に対して同条を遵守して放送することを求める法律上の権利ないし利益を付与したものと解することはできない」。

② 確認判決の「任意の履行」の「期待」は事実上の影響＝法的利益の否定

「被告に同条を遵守して放送する義務があることを確認する判決」は、「確定しても、原告らは被告による任意の履行を期待するほかない」から、「紛争の解決に資するものとはいえず、個々の受信契約者に上記判決を求める法律上の利益があるとはいえない」。確認判決によって「被告が上記放送義務を任意に履行することが期待できるなどの事情」は、「判決の効力とは異なる事実上の影響にすぎない」。

(2) 論理の飛躍と矛盾

① 放送番組編集の自由の行使を「事実上不可能ならしめる」というが、原告らは NHK に対して、作為を求める給付訴訟（義務付け訴訟）を提起していない。

② 給付訴訟を提起すべきだとすると、放送番組編集の自由と矛盾する。

2. 控訴審での争点

(1) 「一般的抽象的」な「義務」論の克服

① NHK が「義務」を負うのは、総務省（正確には総務大臣）か受信契約者に対してか。

② どのような受信契約者であれば確認の利益があるのか。

(2) 裁判所による本案審理

(3) 判決の効力論

3. 2 次元での公共性の追求と協働

(1) NHK（公共放送）のあるべき姿

(2) 放送法を主権者のルールにするための行政と裁判（所）のあるべき姿

参考：ウェブ日本評論

「公共放送と法の行方——一つの訴訟を手がかりとして」

<https://www.web-nippyo.jp/13277/>

「放送法 4 条遵守義務確認訴訟・奈良地裁 2020 年 11 月 12 日判決」

<https://www.web-nippyo.jp/22299/>